港湾運送事業実績報告書 (年 月 日から年月 日まで)

								取	ζ	扨	ž	1	Ľ Į	物		量							
		船	内	荷役	ı.	はし	ノけ	運送	沿	岸	荷	役	いカ	だ追	送	船	舶	貨	物	倉	庫	荷	役
		事		業	48)	事		業	事			業	事		業	整	備	事	業	事			業
年	月			トン	/			トン			7	ン		}	ン			1	ン			7	ン
年	月																						
年	月																						
年	月																						
年	月																						
年	月																						
年	月																						
年	月																						
年	月																						
年	月																						
年	月																						
年	月					•	•					•		•					•			•	

- 1 港湾労働法第12条第3項及び同法施行規則第11条第3項の規定により上記のとおり報告します。
- 2 港湾労働法第17条第5項において準用する同法第12条第3項及び同法施行規則第16条第2項の規定により上記のとおり報告します。
- 3 港湾労働法第18条第2項において準用する同法第12条第3項及び同法施行規則第17条第2項の規定により上記のとおり報告します。

年 月 日

申請者

囙

厚生労働大臣 殿

備考

- イ 取扱貨物量は、港湾運送事業法施行規則第11条の6に規定する算出方法により 算出し、小数点以下を4捨5入して、整数で記入して下さい。
- ロ 「船内荷役事業」とは、港湾運送事業法第2条第1項第2号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為(港湾運送事業法第2条第1項第2号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。)を行う事業をいいます。
- ハ 「はしけ運送事業」とは、港湾運送事業法第2条第1項第3号に掲げる行為を行 う事業をいいます。
- 二 「沿岸荷役事業」とは、港湾運送事業法第2条第1項第4号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為(港湾運送事業法第2条第1項第4号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。)を行う事業をいいます。
- ホ 「いかだ運送事業」とは、港湾運送事業法第2条第1項第5号に掲げる行為を行う事業をいいます。
- へ 「船舶貨物整備事業」とは、港湾労働法施行令第2条第1号及び第2号に掲げる 行為又はこれに先行し、若しくは後続する同令第2条第3号及び第4号に掲げる行 為(同令第2条第1号及び第2号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限 る。)を行う事業をいいます。
- ト 「倉庫荷役事業」とは、港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為(倉庫業法第2条第2項に規定する倉庫業のうち港湾労働法施行令第2条第3号に規定する港湾倉庫に係るものを営む者が行うものに限る。)を行う事業をいいます。
- チ 港湾労働者派遣事業許可申請書に添付する場合は、上記2及び3の全文を抹消して下さい。
- リ 港湾労働者派遣事業許可有効期間更新申請書に添付する場合は、上記1及び3の 全文を抹消して下さい。
- ヌ 派遣事業対象業務変更許可申請書に添付する場合は、上記1及び2の全文を抹消して下さい。
- ル 事業主が法人である場合はその主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者 氏名を記入して下さい。氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれ かにより記入して下さい。

(日本産業規格A列4)